

「銀行と証券会社の共同店舗に係る内閣府令の改正(案)」の概要

1. 目的

本年8月6日に取りまとめた「証券市場の改革促進プログラム」において、誰もが投資しやすい市場の整備の一環として、「銀行と証券会社の共同店舗」が盛り込まれたことを受け、証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部改正を行うこととした。

2. 改正の概要

- (1) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第8号中、親子関係にある銀行等との店舗の共用制限を定めた箇所を削除する。
- (2) 親子関係の有無にかかわらず銀行等と店舗を共用する際の誤認防止の観点から、証券取引法第43条第2号に規定する「業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるもの」として、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条に、「銀行等と証券会社の共同店舗において適切な誤認防止措置が講じられていない場合」を追加する。
- (3) その他、証券会社の行為規制等に関する内閣府令及び外国証券業者に関する内閣府令について、所要の措置を講ずることとする。

3. 施行時期

本パブリック・コメント終了後、速やかに現行内閣府令の必要箇所を改正し、公布の日から施行する。

(注)(別紙)の具体的な改正内容については、法令上の観点から、文言の技術的な変更があり得る。

証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 証券会社が、本店その他の営業所を、金融機関（銀行、信託会社）その他令第一条の九各号で定める金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店と同一の建物に設置し、業務を営む場合において、顧客が当該証券会社を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>(弊害防止措置)</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織（当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を共有すること。</p> <p>九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と共に顧客を訪問する際に、当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような行為を行うこと。</p> <p>十 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>(弊害防止措置)</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 証券会社が、本店その他の営業所を、その親銀行等又は子銀行等からの独立を損なう態様で設置すること及びその親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織（当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を共有すること。</p> <p>九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような業務（電気通信回線に接続している電子計算機を利用して営む業務を除く。）の運営を行うこと。</p> <p>十 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

銀行と証券会社の共同店舗に係るガイドラインの改正(案)について

1. 改正の概要

(1) 現行事務ガイドラインの削除

親子関係にある銀行等と証券会社の店舗の共用制限を定めた内閣府令を削除することにあわせて、当該規定に係る事務ガイドラインを削除する。

(削除する事務ガイドライン7-3-1の概要)

両店舗間に固定された壁、間仕切りを設けること
出入口を独立して設置し、明確に区分すること
電話、受付及び会議室を共用しないこと

(2) 新たな事務ガイドラインの制定

店舗を共用する際の誤認防止措置のための府令の制定に伴い、事務ガイドラインを定める。

(事務ガイドライン3-4-1 [新設]の概要)

窓口の区別、業務主体の表示など、適切な措置を講じること
顧客に対して、証券会社が銀行等と別法人であること、証券会社が提供する商品・サービスは銀行等が提供しているものではないことを十分に説明すること

2. 公表時期

内閣府令の公布・施行と同日に公表する。

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 案
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</u></p> <p>(1) <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第8号の解釈等</u> <u>証券会社の本店その他の営業所(ディーリング・ルームを含む。以下「店舗」という。)を親銀行等又は子銀行等の店舗と同一の建物に設置する場合であって、店舗の様子が次に掲げるいずれかに該当する場合には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第8号の規定に該当するものとみなす。</u> <u>証券会社の店舗と親銀行等又は子銀行等の店舗との間に固定された壁、間仕切りが設けられていないこと。</u> <u>当該建物内の証券会社の店舗の出入り口と親銀行等又は子銀行等の店舗の出入り口がそれぞれ独立して設置され、明確に区分されていないこと。</u> <u>電話、受付及び会議室等を共用すること。</u></p> <p>(2) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等 (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</u></p> <p>(削除)</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等 (略)</p>

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 案
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 - 4 - 1 (略)</u></p> <p><u>3 - 4 - 2 (略)</u></p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</u> <u>証券会社が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む場</u> <u>合においては、顧客に対する誤認防止の観点から、以下の点に留意して行う</u> <u>ものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該証券会社と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証</u> <u>券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられているこ</u> <u>と。</u></p> <p>(2) <u>当該証券会社が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。</u> <u>当該証券会社と当該金融機関とは別法人であること。</u> <u>当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務は、当該金融機関が提</u> <u>供しているものではないこと。</u></p> <p><u>3 - 4 - 2 (略)</u></p> <p><u>3 - 4 - 3 (略)</u></p>